

## 理由

近年における特定農林水産物等の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、当該名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。